

鳥取県訓令第11号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前													
<p>（兼務又は兼職の発令の特例）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の兼務を命ぜられた職員（東部福祉事務所、中部福祉事務所、西部福祉事務所、日野福祉事務所、鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所又は日野保健所の所属部課所の兼務を命ぜられたものを除く。）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの（<u>職務の級が7級である職員のうち、課長及びこれに相当する職にある者を除く。</u>）及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事監</p> <p>（3） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（<u>前号に掲げる職員を除く。</u>）及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事</p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兼務の対象となる職員</th> <th>兼務する所属部課所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未来 づく り推 進局</td> <td>未来 戦略 課</td> <td>課長 危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	未来 づく り推 進局	未来 戦略 課	課長 危機管理局	<p>（兼務又は兼職の発令の特例）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の兼務を命ぜられた職員（東部福祉事務所、中部福祉事務所、西部福祉事務所、日野福祉事務所、鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所又は日野保健所の所属部課所の兼務を命ぜられたものを除く。）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事監</p> <p>（3） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事</p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兼務の対象となる職員</th> <th>兼務する所属部課所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統轄 監</td> <td>総務 課</td> <td>課長 防災局</td> </tr> </tbody> </table>		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	統轄 監	総務 課	課長 防災局
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所													
未来 づく り推 進局	未来 戦略 課	課長 危機管理局													
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所													
統轄 監	総務 課	課長 防災局													

				総務課	総務企画担当の職員	統轄監県政推進課、統轄監広報課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部県民課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課	
	広報課	課長	危機管理局	広報課	課長	防災局	
危機管理局	危機管理政策課	総務担当の職員	危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課	防災局	防災課	総務担当の職員	防災局危機管理課、防災局消防課
	消防防災課	課長補佐	消防防災航空センター		企画担当の主幹	消防防災航空センター	
総務部	総務課	課長	危機管理局	総務部	財政課	課長	防災局
		総務企画担当の職員	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革				

			局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課
	略		
企画部	企画課	課長 総務担当の職員	危機管理局 企画部教育・学術振興課、企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課
文化観光局	文化政策課	課長	危機管理局
福祉保健部	福祉保健課	課長 総務・調整担当の職員	危機管理局 福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、 <u>福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課</u> 、 <u>福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課</u> 、 <u>福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康医療局健康政策課</u> 、 <u>福祉保健部健康医療局医療政策課</u> 、 <u>福祉保健部健康医療局医療指導課</u>

	略		
企画部	企画課	課長 総務担当の職員	防災局 企画部青少年・文教課、企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局移住定住促進課</u> 、 <u>企画部地域づくり支援局中山間地域振興課</u> 、 <u>企画部地域づくり支援局協働連携推進課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課
文化観光局	文化政策課	課長	防災局
福祉保健部	福祉保健課	課長 企画総務室総務担当の職員	防災局 福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部子ども発達支援課、福祉保健部長寿社会課、 <u>福祉保健部子育て支援総室</u> 、 <u>福祉保健部医療政策課</u> 、 <u>福祉保健部医療指導課</u> 、 <u>福祉保健部健康政策課</u>

生活環境部	環境	課長	危機管理局
	立県推進課	略	
	略		
商工労働部	商工政策室	室長	危機管理局
		総務担当の職員	略
農林水産部	略		
農林水産部	農政課	課長	危機管理局
		略	
略			
県土整備部	略		
	技術企画課	課長	危機管理局
	略		
略			
会計管理者	庶務集中局集中業務課	集中化業務担当及び物品・契約室契約担当の職員	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、企画部企画課、企画部教育・学術振興課、企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画

生活環境部	環境	課長	防災局
	立県推進課	略	
	略		
商工労働部	商工政策室	室長	防災局
		室長及び筆頭主幹を除くすべての職員	略
農林水産部	略		
農林水産部	農政課	課長	防災局
		略	
略			
県土整備部	略		
	技術企画課	課長	防災局
	略		
略			
会計管理者	庶務集中局集中業務課	集中化業務担当及び物品・契約室契約担当の職員	統轄監総務課、統轄監県政推進課、統轄監広報課、防災局防災課、防災局危機管理課、防災局消防課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、企画部企画課、企画部青少年・文教課、企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、企画部地域づくり支援局移住定住促進課、企

部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊か

画部地域づくり支援局中山間地域振興課、企画部地域づくり支援局協働連携推進課、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部子ども発達支援課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て支援総室、福祉保健部医療政策課、福祉保健部医療指導課、福祉保健部健康政策課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開

			な海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局
東部 総合 事務所	県民 局	局長	危機管理局
		企画総務課総務会計担当の職員	東部総合事務所県税局、東部総合事務所福祉保健局、東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局、東部総合事務所県土整備局、福祉相談センター、鳥取看護専門学校、鳥取療育園、精神保健福祉センター
略			
八頭 総合 事務所	県民 局	局長	危機管理局
		企画県民課総務会計担当の職員	八頭総合事務所農林局、八頭総合事務所県土整備局
略			
中部 総合 事務所	県民 局	局長	危機管理局
		企画総務課総務会計担当の職員	中部総合事務所県税局、中部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所生活環境局、中部総合事務所農林局、中部総合事務所県土整備局
略			

			拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局
東部 総合 事務所	県民 局	企画総務課総務会計担当の職員	東部総合事務所県税局、東部総合事務所福祉保健局、東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局、東部総合事務所県土整備局、福祉相談センター、鳥取看護専門学校、鳥取療育園、精神保健福祉センター
		略	
八頭 総合 事務所	県民 局	企画県民課総務会計担当の職員	八頭総合事務所農林局、八頭総合事務所県土整備局
		略	
略			
中部 総合 事務所	県民 局	企画総務課総務会計担当の職員	中部総合事務所県税局、中部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所生活環境局、中部総合事務所農林局、中部総合事務所県土整備局
		略	

西部 総合 事務所	県民	局長	危機管理局
	局	庶務会計課の職員	西部総合事務所県税局、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所県土整備局、米子児童相談所
略			
日野 総合 事務所	県民	局長	危機管理局
	局	企画県民室の職員（室長補佐及び郡民の窓口担当の職員に限る。）	西部総合事務所県税局
略			
略			

西部 総合 事務所	県民		
	局	庶務会計課の職員	西部総合事務所県税局、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所県土整備局、米子児童相談所
略			
日野 総合 事務所	県民		
	局	企画県民室の職員（室長補佐及び郡民の窓口担当の職員に限る。）	西部総合事務所県税局
略			
略			

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。